

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第3編 風水害等編＞ 第4章 災害復旧計画

(令和3年度改訂)

風水害等編

目 次

第4章	災害復旧計画	1
第1節	公共施設の災害復旧 《各部班》	2
第2節	民生安定計画 《総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）》	3
第3節	経済秩序安定計画 《財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部》	4
第4節	生活関連施設等の復旧計画 《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》	5
1	水道施設	5
2	下水道施設・農業集落排水施設	5
3	電気施設	5
4	ガス施設	6
5	通信施設	6
6	道路施設	6
7	農林業施設	6
第5節	激甚災害の指定 《各部班》	8
第6節	復興計画 《総務部、都市建設部》	9

第4章 災害復旧計画

節	項目	担当部班等
1	公共施設の災害復旧	各部班
2	民生安定計画	総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）
3	経済秩序安定計画	財政部、市民健康部、福祉部、環境経済部
4	生活関連施設等の復旧計画	環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
5	激甚災害の指定	各部班
6	復興計画	都市建設部、総務部

第1節 公共施設の災害復旧 《各部班》

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第1節 公共施設の災害復旧に準ずる。

第2節 民生安定計画 ≪総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）≫

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第2節 民生安定計画に準ずる。

第3節 経済秩序安定計画 ≪財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部≫

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第3節 経済秩序安定計画に準ずる。

第4節 生活関連施設等の復旧計画

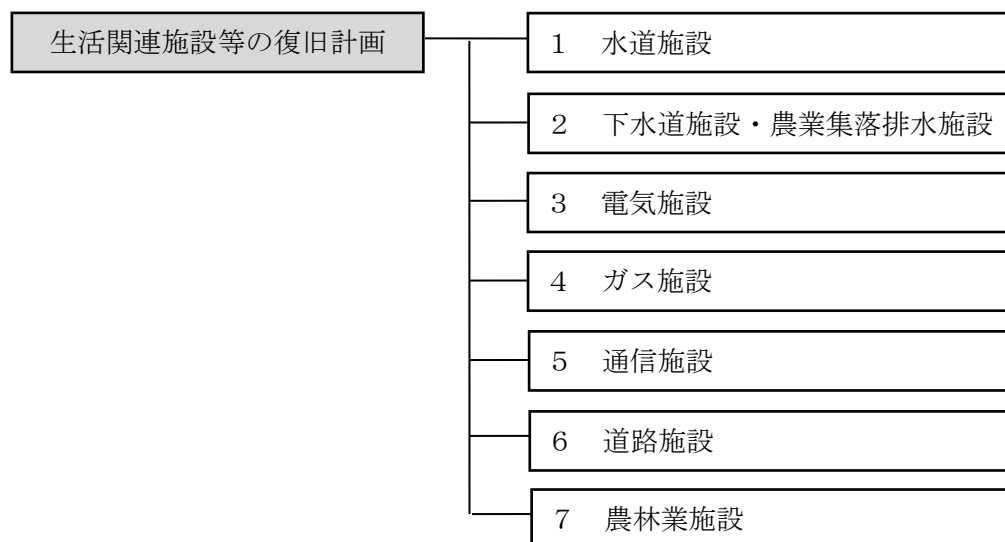
《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》

上下水道・電気・ガス・通信・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者等と工程調整を行い、可能な限り復旧作業の短縮化を図る。

【 体系 】



1 水道施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－1 水道施設に準ずる。

2 下水道施設・農業集落排水施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－2 下水道施設・農業集落排水施設に準ずる。

3 電気施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－3 電気施設に準ずる。

4 ガス施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－4 ガス施設に準ずる。

5 通信施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－5 通信施設に準ずる。

6 道路施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－6 道路施設に準ずる。

7 農林業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

② ため池

- ア ため池の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

③ 道路施設

- 道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

④ 排水施設

- ア 堤防の決壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

⑤ 地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

① 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

② 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第5節 激甚災害の指定 《各部班》

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第6節 激甚災害の指定に準ずる。

第 6 節 復興計画 ≪総務部、都市建設部≫

地震・津波編－第 4 章 災害復旧計画－第 7 節 復興計画に準ずる。